

東京都公文書の管理に関する条例の改正とそれに伴う東京都情報公開条例の改正について

1 改正理由

東京都公文書の管理に関する条例の改正に伴い、「公文書」に関する定義規定を整備

2 改正内容

東京都情報公開条例第2条第2項第2号（以下参照）ただし書きについて、所要の改正（文言は今後調整）。

新	旧
<p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（都が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>二 <u>東京都公文書の管理に関する条例（令和元年条例〇〇号）第2条第2項第2号に規定する特定歴史公文書等</u></p> <p>三 <u>東京都規則で定める都の機関等</u>において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの</p>	<p>2 （現行のとおり）</p> <p>一 （現行のとおり）</p> <p>二 <u>都の公文書館その他東京都規則で定める都の機関等</u>において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの</p>

3 施行予定日

令和2年4月1日（改正東京都公文書の管理に関する条例施行日に同じ）

4 その他

東京都個人情報の保護に関する条例等における「公文書」は「東京都情報公開条例第2条第2項に規定する公文書」と定義しているため、改正不要